

# 入札及び契約心得



航空自衛隊百里基地  
第7航空団基地業務群会計隊

## はじめに

この心得は、航空自衛隊第7航空団契約担当官が実施する入札又は見積に参加し、物品売買、役務、工事等について契約を締結し、その履行を完了し代金受領に至るまでの遵守すべき事項及び事務手続を示したものである。

信義誠実の原則に基づき、適法性及び公平性を確保するとともに、関係者間の紛争を未然に防止し円滑に契約業務を推進するため、この心得を熟知のうえ、入札及び契約に関する義務を履行するとともに、権利を行使されたい。

令和5年5月

航空自衛隊第7航空団  
契 約 担 当 官

## 項目

- 第1条 定義
  - 第2条 資格
  - 第3条 暴力団排除に関する誓約事項
  - 第4条 公告等
  - 第5条 説明会
  - 第6条 同等品申請
  - 第7条 郵便入札
  - 第8条 入札保証金
  - 第9条 入札等
  - 第10条 入札の無効
  - 第11条 開札及び落札
  - 第12条 契約の締結
  - 第13条 契約保証金
  - 第14条 契約の履行
  - 第15条 契約解除
  - 第16条 納期（履行期限）の猶予
  - 第17条 納品（役務履行）の要領
  - 第18条 請求と支払
  - 第19条 人権尊重の取組
  - 第20条 その他
- 附則

### **(定義)**

**第1条** この心得において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当官 航空自衛隊第7航空団契約担当官（代理官を含む。）をいう。
- (2) 入札者 契約担当官との間で実施する売買、請負その他契約について、入札に参加しようとする者をいう。
- (3) 相手方 入札者並びに契約担当官との間で随意契約の商議に応じようとする者、契約を締結しようとする者及び契約を締結した者をいう。
- (4) 監理技術者等 工事に従事する監理技術者又は主任技術者をいう。
- (5) 排除対象者 別紙第1に定める者をいう。

### **(資格)**

**第2条** 相手方は、次に掲げる書類の交付を受けた者でなければならない。ただし、随意契約による場合又は契約担当官が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 物品等（物品の製造、物品の購入、役務及び物品の売払）の場合  
全省庁統一資格の資格審査結果通知書
- (2) 工事等（工事、測量及び建設コンサルタント等業務）の場合  
（旧）防衛省装備施設本部の資格審査結果通知書

### **(暴力団排除に関する誓約事項)**

**第3条** 相手方は、公告等により定められた入札に参加し又は随意契約の商議に応じる場合には、防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書に基づき、入札書又は見積書の提出をもって、暴力団排除に関する誓約事項（別紙第2）を誓約したものとする。

なお、誓約を拒否する相手方は、入札者及び随意契約の相手方となることができない。

### **(公告等)**

**第4条** 競争入札並びに公募及び企画競争による競争に付する場合は、次に掲げる事項を記載した公告、入札（見積）通知又は公示（以下「公告等」という。）が入札日時の前日から起算して、少なくとも10日前までに次項に掲げる掲示場所等に掲示される。ただし、緊急を要する場合又は再度公告又は通知する場合は、その期間を5日前までに短縮することがある。

- (1) 公告、入札通知の記載事項
  - ア 競争入札に付する事項
  - イ 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
  - ウ 契約条項等を示す場所
  - エ 競争執行の場所及び日時
  - オ 保証金に関する事項
  - カ 入札の無効に関する事項
  - キ 契約書等作成の要否

ク その他必要な事項

(2) 公示の記載事項

ア 公募又は企画競争に付する事項

イ 競争に応募できる者の資格に関する事項

ウ 提出する資料等に関する事項

エ 競争執行の場所及び日時

オ 応募に当たっての留意事項

カ その他必要な事項

2 掲示場所等（基準）

(1) 航空自衛隊百里基地正門前掲示板

(2) 航空自衛隊百里基地ホームページ（調達情報）

(3) 航空自衛隊百里基地所在地周辺の商工会議所

ただし、第2号及び第3号への掲示等は、公告日以降となる場合がある。

3 指名競争に付し又は随意契約による場合は、第1項第1号に掲げる事項（ただし、第1号イを除く。）を入札（見積）通知書により相手方に直接通知する。

**（説明会）**

**第5条** 説明会は、契約の目的に関して書面によることが困難な事項、誤解を生じやすい事項等について明らかにし、将来にわたって誤解を生じさせないため、必要がある場合に実施する。ただし、説明会を実施しない場合においても、公告等及び仕様書の内容について、照会に応じる。

2 前項に基づき説明会を実施する場合は、開催日時、開催場所、その他必要事項を当該公告等により示す。

**（同等品申請）**

**第6条** 相手方は、公告等により定められた入札に参加し又は随意契約の商議に応じる際に、同等品により応札（見積）する場合は、当該公告等に定められた日時までに同等品確認申請書（定型用紙）に諸元が確認できるカタログ、仕様書等を添付して契約担当官へ提出しなければならない。

2 申請物品が糧食品の場合は、必要に応じ見本品を業務隊給養小隊まで提出するものとする。ただし、提出された見本品は、返却できない場合がある。

3 契約担当官は、第1項により提出された同等品確認申請書を処置し、同等品での応札（見積）の判断等について、申請した相手方に通知する。

**（郵便入札）**

**第7条** 契約担当官が郵便による入札を認めた場合で、郵便により入札に参加しようとする入札者は、契約担当職員へ郵便による入札参加を連絡するとともに、次の各号に掲げる事項を厳守し入札書を郵送するものとする。

(1) 入札書は入札件名を記載した内封筒に1通封入し、外封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。

- (2) 入札日時までに到着するように契約担当官へ郵送する。
  - (3) 公告等により入札金額に関する内訳等を求められた場合は、入札書在中の内封筒とは別の封筒に内訳書等を封入し、同封するものとする。
- 2 郵便による入札の参加において再度入札となった場合は、再度入札を辞退したものとし、この場合における辞退票（金額記載欄に「辞退」と記入した入札書）は不要とする。

### （入札保証金）

**第8条** 入札者は、入札日時までに見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、納付を免除された場合は除く。

- 2 前項により納付された入札保証金は、落札した入札者が契約を結ばないときは、国庫に帰属する。
- 3 入札保証金の納付を免除された場合において、落札した入札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を違約金として支払うものとする。

### （入札等）

**第9条** 公告等で定められた入札に参加し又は随意契約の商議に応じる場合は、当該公告等に定められた日時及び場所に、次の各号に掲げるものを持参するものとする。

- (1) 印鑑、筆記具
  - (2) 資格審査結果通知書の写し（当該入札等参加のため既に提出している場合は除く。）
  - (3) 入札書（再度入札に備え必要部数）
  - (4) 入札保証金（納付を免除された場合は除く。）
  - (5) 委任状（代理入札の場合）
  - (6) 入札金額に関する内訳等（公告等により示された場合）
  - (7) 監理技術者等の従事状況（公告等により示された場合）
- 2 代理入札の代理人は、当該契約に関して経験、知識及び技術等を有し、かつ入札等価格算定能力を有すると委任者が認める者とする。
- 3 入札者が代理人である場合は、次の各号に掲げる内容が記載され、かつ委任者及び代理人双方が記名押印した委任状を入札に先立って提出しなければならない。また、必要に応じて身分を証明するもの（社員証や免許証の顔写真付き）を併せて提示する。
- (1) 代理人の氏名
  - (2) 入札件名
  - (3) 委任された権限の細部内容
  - (4) 委任期間
  - (5) 委任者の住所及び氏名
  - (6) 提出する宛先（契約担当官の官職氏名）
- 4 入札者は、一旦提出した入札書の取替、変更又は取消等を行うことはできない。ただし、入札日時以前に提出された入札書の取替等は、この限りではない。
- 5 入札者は、指定された日時に遅れた場合には、入札に参加することはできない。ただし、事前連絡し、遅れる理由が天災地変、その他入札者の責に帰しがたい理由のため、契約担当官がやむを得ないと判断した場合に限り、他の入札者の同意のもと、入札時間

を変更し、参加を認めることがある。

- 6 入札者は、次の各号に掲げる事項に留意し、入札担当職員の指示に従い入札に参加するものとする。
- (1) 入札場所への入室は、入札日時の15分前からとする。
  - (2) 入札開始後における私語、筆談等は、厳禁とする。
  - (3) 入札場所からの途中退出は、再度入札時を含め、原則として認めない。

### **(入札の無効)**

**第10条** 次の各号の一に該当する入札等は無効とする。

- (1) 競争参加に必要な資格を有していない者のなした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者又は所定の額に達しない者のなした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (4) 郵便による入札を認めない場合の郵便による入札
- (5) 代理入札の場合において、委任状を持参しない代理人のなした入札
- (6) 総額（単価）で決定すべき入札の場合に、総額（単価）の入札金額が未記入の入札
- (7) 入札金額が訂正された入札
- (8) 入札書の記載事項及び入札金額が不明、不明瞭又は鉛筆等で記載された入札
- (9) 同一事項について、1人が2通（者）以上の入札書を同時に提出した場合
- (10) 談合等により、他人の競争入札を妨げた者又は契約（入札）担当職員の職務を妨害した者のなした入札
- (11) 入札に関する条件に違反した場合
- (12) 入札金額に関する内訳等を提出する場合において、内訳等の内容に著しい不備がある入札
- (13) 監理技術者等の従事状況を提出する場合において、専任状況に不備が認められ、監理技術者等の所属、資格者証、提出書類内容等を確認した結果、専任制違反となった場合。また、この場合において、提出書類の取替等は認めない。
- (14) 契約担当官から雇用者1人当たりの予定時給単価を記入した資料（以下「時給単価資料」という。）の提出を求めた契約に関して、時給単価資料の提出がない又は最低賃金を下回っている場合

### **(開札及び落札)**

**第11条** 開札は、入札執行の場所で入札者の目で行い、提出書類等の点検を行った後、落札金額及び落札者を明らかにする。

- 2 落札者は、入札者のうちで予定価格の制限内で最低（売払いについては最高）の入札金額により入札を行った者とする。
- 3 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あり、いずれも入札執行の場所にいる場合は、直ちにくじを引き落札者を決定する。また、郵便による入札を行った者がいる場合は、郵便入札者に代わり入札事務に関係のない職員が直ちにくじを引き、落札者を決定する。

- 4 開札の結果、入札金額が予定価格の制限に達しない場合は、次に掲げる要領で、直ちに再度の入札を実施する場合がある。
  - (1) 第1回入札の最低（最高）入札価格を公表し、再度入札において入札書に記入される金額は、その最低（最高）入札価格を下回る（上回る）金額とする。
  - (2) 前回入札の最低（最高）入札金額を下回る（上回る）金額を記入できない場合は、辞退票を提出する。
- 5 契約担当官は、次の各号のいずれかに該当し、会計法第29条の6第1項ただし書きの規定に該当する入札が行われたと判断した場合には、最低価格の入札金額であっても落札者としなければならないことがある。
  - (1) 予定価格に比べて入札金額が著しく低いことにより、その入札金額では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
  - (2) 最低価格の入札者と契約を結ぶことが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき。
- 6 入札者は、前項第1号の規定に該当し契約担当官が低入札価格調査を行う場合には、低入札価格調査に応じるものとする。

### **（契約の締結）**

**第12条** 相手方は、落札又は商議成立後、契約担当職員から契約の締結に関する指示を受け、指定する日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約書

契約書の内容は、契約の目的、契約金額、納期（履行期限）、契約保証金、納地（履行場所）、その他必要事項について記載し、その内容を契約担当官及び相手方双方にて確認を行い、記名押印のうえ各1部を契約の証拠として保有する。

(2) 請書

契約金額が150万円を超えない契約については、契約書に代えて請書とすることができる。ただし、契約金額が50万円未満の契約において契約担当官が必要でないと認めた場合は、請書の作成を省略することができる。

- 2 相手方は、契約の締結に要する費用をすべて負担するものとし、前項各号の書類において印紙税法の適用を受ける場合には、印紙税法に定める契約金額に応じた印紙を貼付しなければならない。

### **（契約保証金）**

**第13条** 相手方は、落札又は商議成立後、契約金額の100分の10以上の契約保証金を速やかに納付しなければならない。ただし、納付を免除された場合は除く。

- 2 前項により納付された契約保証金は、相手方が契約上の義務を履行しないときは、国庫に帰属する。
- 3 契約保証金の納付を免除された場合において、相手方が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金相当額を違約金として支払うものとする。

### **(契約の履行)**

**第14条** 相手方は、締結した契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡、承継又は担保に供してはならない。ただし、契約担当官に書面により申し出し、承諾を得た場合は除く。

- 2 相手方は、仕様書等について疑義が生じた場合には、契約担当官より任命された当該契約の監督官又は検査官に申し出て当該疑義事項を明らかにするものとする。
- 3 相手方は、航空自衛隊標準契約条項等に定めるほか、秘密の保全、暴力団排除、個人情報の安全確保等に関する特約条項が付されている場合には、当該特約条項の定めるところにより実施しなければならない。
- 4 相手方は、自ら又は下請負者等が排除対象者による不当介入を受けたことを認知した場合には、直ちに警察へ通報し捜査上必要な協力を行うとともに、契約担当官へ排除対象者による不当介入の概要（定型用紙）を報告するものとする。
- 5 専任の監理技術者等を配置する工事の場合は、次の各号による。
  - (1) 相手方は、原則として CORINS に登録し、契約担当官は、監理技術者等の重複、所属及び資格者証保持の点検による疑義情報がないかを確認する。
  - (2) 契約担当官は、監理技術者等としての専任を要する工事相互において重複、あるいは所属及び資格者証保持に疑義がある場合には、他工事の発注者と連絡、情報交換を行うとともに、疑義情報内容について、電話、面接等で確認を行う。
  - (3) 前2号の確認については、CORINS 登録後、相手方から CORINS より出力される書類を提出させ、行う場合がある。

### **(契約解除)**

**第15条** 契約担当官は、次の各号の一に該当するときは、契約の一部又は全部を解除することがある。

- (1) 相手方が天災地変、その他相手方の責に帰しがたい理由以外で、契約の解除を申し出たとき。
  - (2) 相手方が着手時期を過ぎても、当該契約の履行を行わないとき。
  - (3) 相手方が契約上の義務に違反したことにより目的を達する見込みがないとき。
  - (4) 第3条の誓約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が発覚したとき。
  - (5) 監理技術者等の従事状況を提出した場合において、専任制違反の事実が確認されたとき。ただし、契約解除が困難な場合は、指名停止等を行う場合がある。
  - (6) その他契約担当官が必要と認めたとき。
- 2 相手方は、前項第2号から第5号の規定により契約の一部又は全部を解除されたときには、当該契約に適用した航空自衛隊標準契約条項等に規定する違約金を支払うものとする。
  - 3 契約書又は請書の作成を省略した場合は、前2項に準じて適用する。

### **(納期（履行期限）の猶予)**

**第16条** 相手方は、定められた納期又は履行期限を過ぎて、契約物品を納入又は履行を完了するおそれがある場合には、協議のうえ納期（履行期限）猶予申請書及び理由書を契



約担当官へ提出し、承認を受けなければならない。

- 2 納期（履行期限）猶予の理由が相手方の責による場合は、航空自衛隊標準契約条項等に規定する遅延（遅滞）料を支払うものとする。
- 3 契約書又は請書の作成を省略した場合は、前2項に準じて適用する。

**（納品（役務履行）の要領）**

**第17条** 相手方は、次の各号により納品等を実施するものとする。

(1) 物品の購入契約

ア 納入物品とともに納品書3部に所要事項を記入押印のうえ、発注書に示すそれぞれの出納区分の納入先へ、定められた納期までに納入するものとする。

| 出納区分  | 納 入 先                   |
|-------|-------------------------|
| 器材（B） | 第7航空団 整備補給群 補給隊 器材小隊    |
| 需品（Q） | 第7航空団 整備補給群 補給隊 需品班     |
| 燃料（P） | 第7航空団 整備補給群 補給隊 燃料小隊    |
| 図書（T） | 第7航空団 整備補給群 補給隊 需品班（図書） |
| 糧 食   | 第7航空団 基地業務群 業務隊 給養小隊    |
| 衛 材   | 第7航空団 基地業務群 衛生隊 衛生資材班   |

イ 生鮮食料品及び現場において直ちに使用するコンクリート等は、指定された日時に納入するものとし、その他品質の変わらない物品は、契約日から納期までの間に納入するものとする。

ウ 納品し検査の結果合格したときは、当該出納区分の職員が受領処置した納品書1部を受領書に代えて受け取るものとする。

(2) 物品の購入以外の役務、工事等の契約

ア 契約の履行課程においては、契約担当官より任命された監督官の指示等を受けるものとする。また、工事に関しては、監督官による施工体制の点検を受けるものとする。

イ 役務（工事）等が完了（完成）した場合は、契約担当官より任命された検査官へ指定された届出を提出し、検査を受けるものとする。

(3) 前2号の検査の結果、不合格となった物品、役務、工事等については、速やかに良品と交換又は手直し等の是正処置を行わなければならない。

2 相手方は、仕様書において特に指定のない限り、新品による納入（役務、工事等において使用する部材等を含む。）を行うものとする。

- 3 物品等の所有権は、受領書（納品書）等の接受に伴い、移転するものとする。

**（請求と支払）**

**第18条** 相手方は、前条に規定する納品等を実施した後、速やかに請求書を分任資金前渡官吏へ提出するものとする。

- 2 代金の支払は、原則として銀行振込によるものとする。  
3 支払の時期は、分任資金前渡官吏が適法な請求書を受理してから下表に掲げる日以内とする。

| 形 態 \ 区 分 | 工 事   | その他の給付 |
|-----------|-------|--------|
| 約定期間      | 40日以内 | 30日以内  |
| 特別約定期間    | 60日以内 | 45日以内  |
| 約定なし      | 15日以内 | 15日以内  |

**（人権尊重の取組）**

**第19条** 相手方は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

**（その他）**

**第20条** 相手方は、この心得に明示していない事項又は契約について疑義が生じた場合には、契約担当官と協議するものとする。

附 則

この心得は、令和5年5月8日から適用する。

## 排 除 対 象 者

排除対象者とは、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者をいう。

1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支店官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約します。

《問い合わせ先》

〒311-3415

茨城県小美玉市百里170番地 航空自衛隊百里基地  
第7航空団 基地業務群 会計隊契約班

電 話（代表）0299-52-1331

（内線2287、2532）

FAX（直通）0299-53-0051